

特定少年制度の影響と課題

小鮎亮太

- 1 はじめに
- 2 背景と問題意識
- 3 少年法の理念
- 4 特定少年制度の概要
- 5 制度の意義
- 6 課題
- 7 制度補強案
- 8 おわりに

1. はじめに

特定少年制度は、十八歳・十九歳を対象として、少年法の枠内に残しつつも、一定の場面では成人に近い取扱いを認める仕組みである。¹制度の狙いは、社会の安全や被害者への配慮といった要請に応えながら、なお成長途上にある若年層の更生可能性も確保する点にあると整理できる。

しかし、制度が「責任を明確にする」方向に寄るほど、進学・就職・人間関係の回復等、本人の将来に与える影響が大きくなり、結果として更生機会が狭まる危険も生じる。特に現代では、報道やネット上の情報が長く残りやすく、短期間の制裁が長期の不利益に変わり得る。そこで本稿では、背景と少年法の理念を確認した上で、特定少年制度の概要、意義、課題を整理し、最後に両立のための制度補強の方向性を述べる。

2. 背景と問題意識

まず、対象となる十八歳・十九歳は、私たちと年齢が近く、制度の影響を自分事として想像しやすい。近年は、闇バイトのように、SNS などを通じて犯罪に巻き込まれる形が目立つようになり、「更生を重視すべきか、それとも社会に対する責任を優先すべきか」という議論が強まりやすい状況にある。

さらに、実名報道がもたらす影響が大きい時代である。報道によって名前や周辺情報が知られると、その情報がネット上に残り、本人が社会復帰しようとする局面で大きな障害とな

¹ 法務省「少年法が変わります！」（2026年1月29日閲覧）

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html

ことがある。制度の評価は、条文上の仕組みだけでなく、社会の受け止め方や情報環境まで含めて考える必要があるのだ。

3. 少年法の理念

少年法の根本には、少年の可塑性、つまり「変わり得る力」を前提に、教育的な処遇によって更生を図ろうとする考え方がある。²ここでは、処罰の重さよりも社会復帰の支援に重心が置かれていると理解できる。

この理念に照らすと、特定少年制度は難しい位置に立つ。十八歳以上は法的には成人に近い存在であり、責任を明確にすべきだという考えは理解できる一方で、なお成長途中である以上、更生の機会が確保されなければ、少年法が期待する「立ち直り」の実効性が失われるおそれがある。

4. 特定少年制度の概要

特定少年制度の基本は、対象が十八歳・十九歳であること、そして成人と少年の中間的存在として扱う点にある。特徴としては、起訴後に実名報道が可能となり得ること、検察官送致の範囲が拡大されたことが挙げられる。³制度導入の背景には、成年年齢が十八歳に引き下げられたこと、若年犯罪への社会不安、被害者感情や社会防衛の要請がある。

ここで、法改正により整備された「特定少年の特例」（少年法六十二条から六十八条）を、制度理解のために簡単に位置づける。改正によって、特定少年については、次のような点で通常の少年と異なる整理が条文上明確になったといえる。⁴

第一に、検察官送致（逆送）に関する特例が置かれ、重大事件では刑事裁判に付される可能性が相対的に高まる方向の枠組みが整えられた。

第二に、家庭裁判所が行う保護処分について、行為の内容や重さ（犯情）を踏まえた枠付けが明確に意識されるよう整理された。

第三に、非行が具体化していない段階での取扱いも含め、特定少年には通常の少年と異なる適用関係が置かれている。

第四に、逆送された後の刑事手続においては、少年向けの特例が原則として及ばないような整理が設けられ、成人同様の取扱いに寄る場面が増える。

² 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 第5版』有斐閣、2024年11月

³ 裁判所「少年法等の一部を改正する法律案の概要」(2026年1月29日閲覧)

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/R031115-shiryou06.pdf>

⁴ e-Gov 法令検索「少年法（昭和23年法律第168号）」第5章（特定少年の特例）等
(2026年1月29日閲覧) <https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000168>

第五に、推知報道禁止（少年事件報道の制限）について、特定少年が起訴された場合には例外が設けられ、結果として実名が公になり得る場面が生まれた。

以上から、特定少年制度は「少年法の枠内に残す」だけでなく、「一定局面では成人寄りに扱う」ことを条文上はっきりさせた制度だといえるだろう。

5. 制度の意義

制度の意義としては、主に三点を挙げる。

第一に、社会的責任の明確化である。十八歳以上は社会生活上も大人に近い役割を担うことがあり、重大な非行について責任を明確にすることが、社会の納得につながりやすい。

第二に、成人制度との整合性・合理性である。成年年齢が十八歳に引き下げられた以上、十八歳・十九歳を全面的に「少年一般」と同一に扱うことに違和感を持つ人がいるのも自然であるだろう。特定少年として別枠を設けたことは、制度体系としての説明可能性を高める。

第三に、被害者への配慮である。被害者の視点からは、加害者の責任が曖昧に見えること自体が二次被害のように感じられる場合がある。一定の事件で刑事裁判に付される範囲を明確にし、公表の局面を設けたことは、被害者感情に一定程度応答する側面を持つ。

6. 課題

しかしながら、課題は大きく二つに整理できる。

(1) 更生阻害と再出発困難

最大の課題は、更生を阻害し得る点である。起訴後に実名が公になり得る場合、進学や就職が難しくなるおそれがある。⁵さらに情報がネット上に残ると、本人が努力していたとしても周囲の評価が変わりにくく、社会復帰の機会が制限されやすい。そうなると、孤立が深まり、再犯リスクが高まるという悪循環が生じ得る。

ここで重要なのは、制度が意図した「責任の明確化」が、現代の情報環境では「長期の烙印化」に近い作用を持ち得るという点である。責任を問うこと自体は否定できなくても、責任追及の方法が将来の更生可能性を過度に奪ってしまうなら、少年法の理念との緊張が強まる。

(2) 成熟度との関係、制度バランスの崩れ

もう一つは、十八歳・十九歳の成熟度との関係である。成人に近いとはいえ、なお未成熟な側面があるという指摘がある以上、成人と完全に同一の前提で扱うことには慎重さが必要である。特定少年の特例によって、刑事手続や公表の局面で成人寄りに扱う場面が増えるほど、少年司法が得意としてきた教育的処遇の比重が下がり、支援の設計が薄くなりやすい。特に、逆送後は成人同様の取扱いに寄る場面が増えると、処遇が終わった後に「どこへ戻すのか」という出口の問題がより深刻になる。入口で厳しさを増した分、出口が弱ければ、

⁵ 東京弁護士会「特定少年の推知報道に抗議し、改正少年法第68条の撤廃を改めて強く求める会長声明」(2022年6月27日、2026年1月29日閲覧)

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-657.html>

結局は社会の安全にもマイナスになり得る。

7. 制度補強案

以上を踏まえると、制度を単純に肯定するか否定するかではなく、「責任を明確にする仕組み」を残すのであれば、それに見合う形で更生を実効化する支援を厚くすることが必要だと考える。具体的には次の四点が重要である。

第一に、名誉回復の道筋を制度として用意することである。一定期間の無事経過や処遇の成果が確認できる場合に、社会の側が再出発を受け止めやすくする仕組みがなければ、更生は現実になりにくい。

第二に、検索結果やネット上の情報残存に対する支援である。削除や非表示の手続は個人には重く、相談窓口や専門家支援の導線が必要になる。これは「甘やかし」ではなく、制度が生みうる長期不利益を緩和し、再統合を促すための土台である。

第三に、報道のガイドラインの明確化である。条文上例外があるとしても、常に最大限の公表をする必要性はない。公共性、被害者保護、本人の更生可能性などを踏まえ、過度な不利益を避ける基準を整えることが望ましい。

第四に、教育・就労支援の強化である。更生は処分が終わって終わりではない。学校に戻れるか、仕事に就けるか、居場所があるかが核心であり、ここを支える仕組みが弱いと再非行のリスクが高まる。処遇と社会資源をつなぐ橋渡しを制度として強化すべきである。

8. おわりに

特定少年制度は、社会的責任の明確化、成人制度との整合性、被害者配慮という点で一定の意義を持つ。一方で、実名の公表がもたらす長期的な不利益や、情報残存による再出発困難など、更生機会を狭める危険も孕んでいる。少年法六十二条から六十八条の特例が整備されたことで、特定少年は一定局面で成人寄りに扱われる場面が増えた以上、出口支援を厚くしてバランスを取らなければならない。

結論として、社会の安全と更生機会の両立は、どちらか一方を強めるだけでは実現しない。責任追及の仕組みを設けるなら、それに見合う形で再出発を支える制度補強を行い、長期的に再非行を抑止する方向で政策設計を行うことが必要である。